

長崎駅かもめ口(東口) 多目的広場 ご利用の手引き



長崎駅かもめ口(東口)完成イメージ

長崎市 まちづくり部 長崎駅周辺整備室

1. はじめに

長崎駅周辺で進めているまちづくりにつきましては、日頃より皆様のご協力・ご理解を賜り誠にありがとうございます。

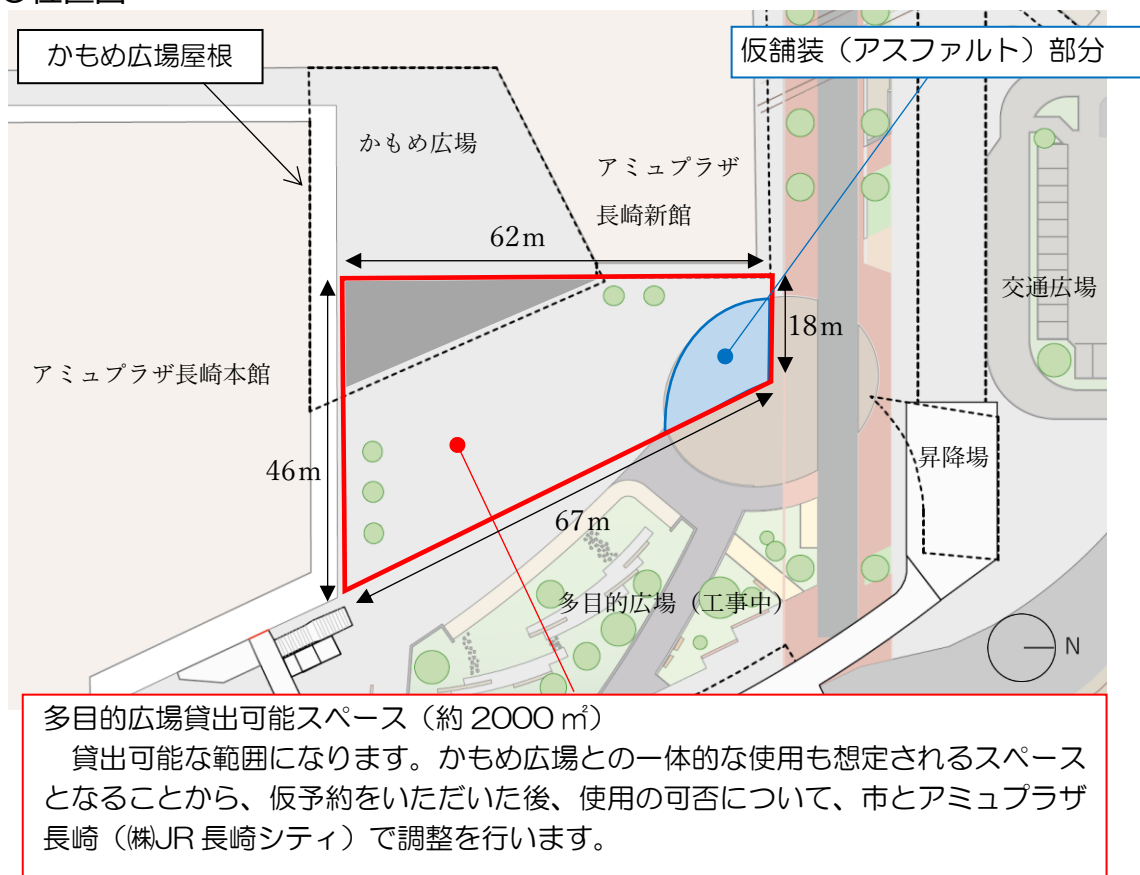
さて、長崎駅かもめ口(東口)では、令和4年9月23日の西九州新幹線の開業にあわせ交通広場を暫定形にて供用開始して以降、駅ビル新館建設工事との調整を図りながら広場や歩行者通路の整備を進めてきたところです。

そのようななか、令和5年11月のアミュプラザ長崎新館開業にあわせリニューアルされたかもめ広場の本格的な貸し出しが令和6年1月より開始されることとなりました。長崎市では、かもめ広場と一体的な利用も見込まれる多目的広場の整備を進め、このたび、一部エリアの貸し出しを開始することとなりました。

本手引きは多目的広場の使用にあたり、基本的なルールや手続きなどをお示ししたものですので、ご一読いただきますようお願いいたします。

2. 多目的広場

○位置図



○写真



3. 貸出について

多目的広場は、駅利用者だけでなく市民にとって憩いと活動の場となる「街の広場」として、豊かな緑陰や芝生広場、イベント利用が可能なフラットなオープンスペースを備えた広場として整備するもので、アミュプラザ長崎(株)JR長崎シティが管理するかもめ広場との一体的な利用も想定しています。

このたび、一部エリアの整備が完了し利用できる状態となりましたので貸出を開始いたします。なお、貸出にあたっては、仮予約をいただいた後に市とアミュプラザ長崎(株)JR長崎シティで実際に貸出が可能かどうか調整(確認)を行います。

- ・貸出の可否を判断するため、仮予約時に使用範囲や使用内容が確認できる資料をご提供ください。
- ・貸出は広場の整備目的に合致したイベント等を優先します。
- ・業として写真、映画等を撮影する行為(ロケーション、撮影会その他これらに類する行為)についても手続きが必要です。
- ・報道を目的とした撮影(新聞やニュース番組)については手続きを必要としませんが、機材等で広場内を占有する場合は、手続きが必要になる場合があります。
- ・以下に該当する場合には、貸出できません。
 - (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき

- (2)広場や施設を損壊又は汚損するおそれがあると認められるとき
- (3)広場やその周辺の通行を著しく制限するおそれがあると認められるとき
- (4)通行者やその他利用者へ危害を及ぼすおそれがあると認められるとき
- (5)暴力排除の趣旨に反するおそれがあると認められるとき
- (6)特定の団体等の主義主張であると認められるとき
- (7)かもめ広場で行われるイベント等の実施に支障や迷惑を与えるおそれがあると認められるとき
- (8)上記に掲げるもののほか、広場や施設の管理上支障があると認められるとき

飲食物や物品等の提供を目的とした多目的広場の利用(貸出)について

かもめ広場と一体的に使用されるイベントや周辺で営業されている方の理解が得られた場合を除き、飲食物や物品等の提供を目的とした多目的広場の貸出は認めないこととしています。

多目的広場の近くには飲食物や物品等を提供可能な店舗が多くあり、地代(テナント料)を負担して営業されていることから、そのような人々への影響を考慮しての判断です。ご理解を賜りますようお願いいたします。

4. 使用可能期間・時間

- ・ 使用可能期間

令和6年2月15 日(木)から令和8年3月31日(月)まで

- ・ 使用できる時間帯

9:00～21:00

- ※1 周辺の工事状況により、使用できない期間や時間帯が生じる場合があります。
- ※2 周辺では工事を行っています。作業内容によっては大きな振動や騒音が発生し、多目的広場の使用に影響が生じる可能性がありますので、工事の状況等については事前にお問い合わせください。
- ※3 令和8年4月1日以降の貸出については現在のところ未定です。 決まり次第、お知らせします。

5. 使用料金

- ・ 料金は、1日・1㎡あたり約 55 円※(R7.4 月時点・税込)となります。
(時間単位での料金計算は行いません)
※ 土地評価額から算定するため、適宜(年 1～2 回程度)見直しします。
- ・ 市が発行する納付書にて期限までにお支払いください。納付書は使用許可書をお渡しする際に一緒にお渡しします。
- ・ なお、国、他の地方公共団体及び公共団体、公共的団体が使用する場合、使用料金の減免を受けることができます。減免を希望される方は、仮予約の際にご相談ください。
⇒減額率は申請内容に応じ決定します。

6. 申込方法

(1) 随時申込による先着順とします。

(2) 申込方法

①仮予約

仮予約は使用希望日の 3 か月前から1か月前までの間で可能です。仮予約の際は、下記連絡先あて電話またはメールにてご連絡ください。日時や使用内容等を確認後、使用の可否についてご回答します。

②申込み

使用可能との回答を受けた場合、使用日の 2週間前までに下記連絡先あてに(3)の書類をメールまたは郵送にてご提出ください。

【連絡先】

郵 送 先 : 〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号
長崎市まちづくり部長崎駅周辺整備室企画係あて
メールアドレス : ekiseibi@city.nagasaki.lg.jp
電 話 番 号 : 095-829-1173

(3) 提出書類

① 施行者管理地一時使用許可申請書

⇒添付資料(使用方法の詳細書類、仕様書及び図面)を含む

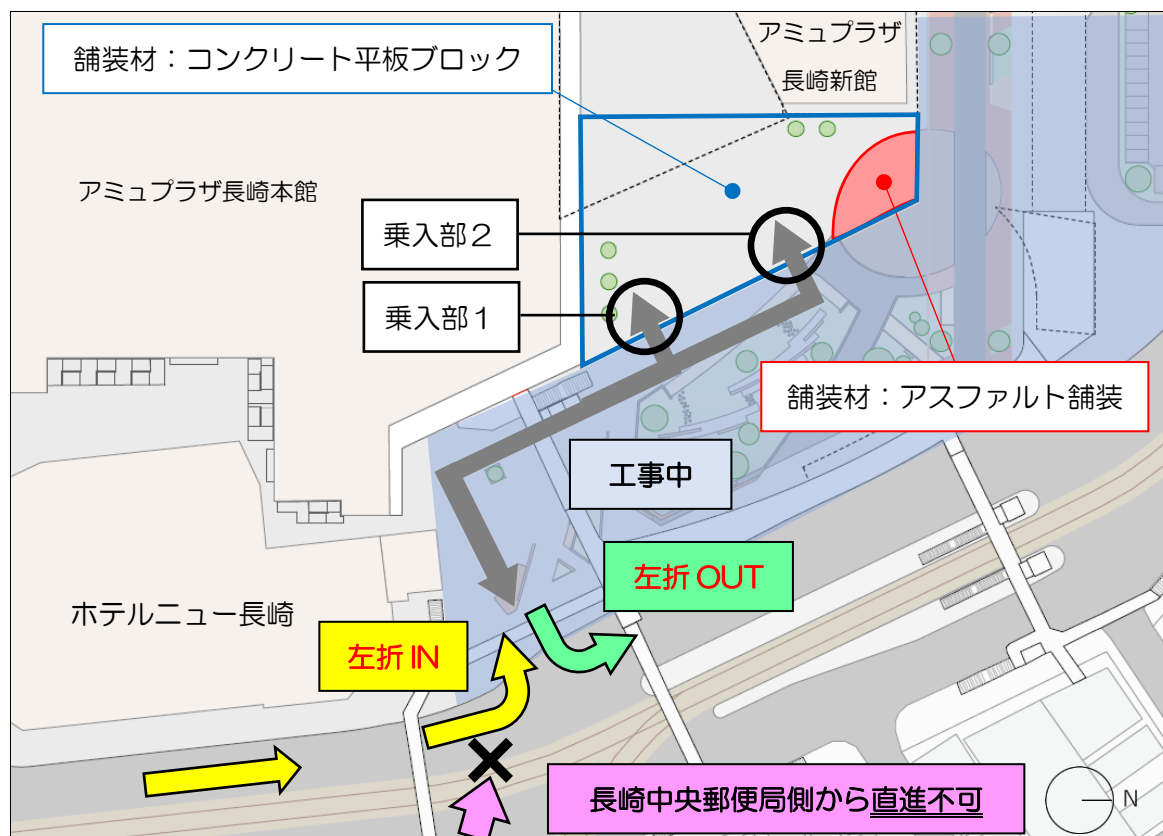
② 施行者管理地一時貸付料減免申請書

⇒国、他の地方公共団体及び公共団体、公共的団体が使用する場合にご提出ください。

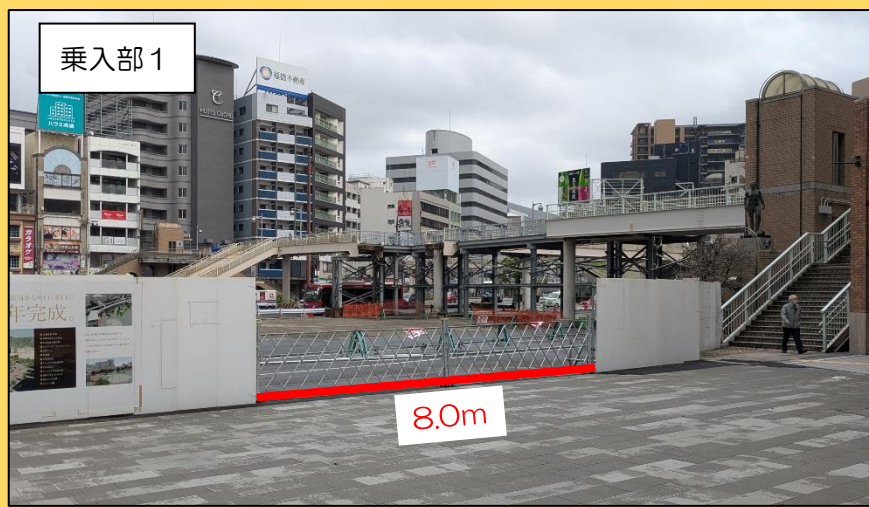
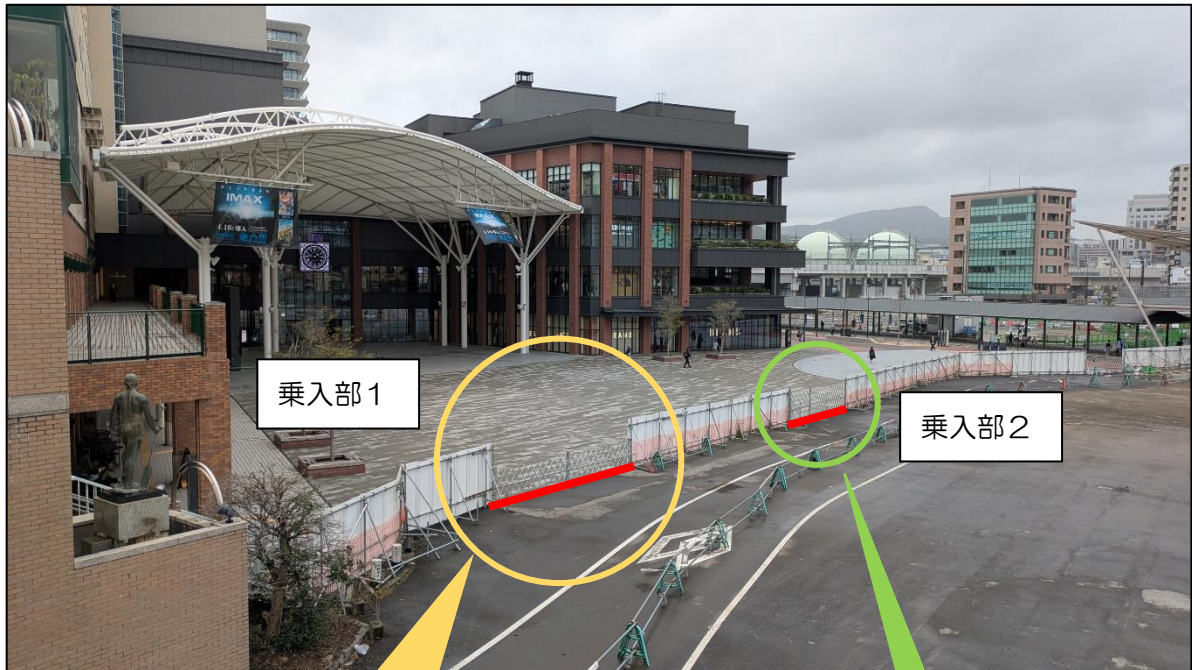
7. 車両等の乗り入れについて

- ・ 資材等の搬入出における車両等の乗り入れは可能ですが、工事の状況により乗り入れができない時間帯等が発生する場合がありますので、事前にご相談ください。
- ・ 総重量10t以内の車両であれば広場内への乗り入れが可能です。乗り入れの際は必ず乗入部1及び乗入部2をご使用ください。
- ・ 舗装のタイヤ痕防止のため、乗り入れする車両を確認させていただき、養生を指示する場合があります。
- ・ 多目的広場は通常は歩行者が通行するエリアとなりますので、車両等の 乗入れの際は、歩行者が多い時間帯(7:00～9:00、17:00～19:00)を極力避けていただくようお願いします。
- ・ 車両等の乗入れの際は、周囲の安全確保のため誘導する人を必ず1人つけるようにしてください。また、工事関係者の指示に従っていただきますようお願いいたします。

○車両進入路(平面図)



○車両進入路(写真)



8. 手続き(使用までの流れ)

STEP1 仮予約	<u>電話またはメールにて日時や使用内容等を連絡</u> 3 か月前から1か月前までの間
--------------	---



STEP2 書類提出	<u>メールまたは郵送にて書類を提出</u> 使用希望日の2週間前まで
---------------	--



STEP3 使用許可	<u>「施行者管理地一時使用許可書」及び「納付書」の受け取り</u> 市窓口でのお渡し又は長崎市より書類に記載のご住所あてに郵送します。 使用料については、納付書に記載している期限までに納付してください。
---------------	--



STEP4 使用	使用にあたっては、この手引きや「施行者管理地一時使用許可書」に記載されている条件等を遵守願います。 多目的広場の使用中は「施行者管理地一時使用許可書」又はその写しをご携帯ください
-------------	--

9. 使用上の注意

- ・ 拡声器や音響機器、楽器等の大音量での使用はご遠慮ください。駅利用者や近隣住民、周辺事業者より音量が大きい旨の意見があった際は、直ちに音量を下げてください。
- ・ 使用後は使用者で必ず清掃を行ってください。汚損がひどい場合には実費にて清掃費を請求します。また、破損などの損害が生じた場合にも相当分の実費を請求します。
⇒ 飲食物を提供するイベントにおいて、調理や食べこぼし、飲みこぼしによる舗装の汚損が発生しています。汚損が生じた場合は必ず清掃し、使用前の状況に戻してください。(下写真参照)
- ・ 使用に伴い、トラブルが発生した場合は使用者側にてご対処ください。
- ・ 発生したゴミは使用者側にて処理してください。
- ・ 使用の際は、施行者管理地一時使用許可書に記載されている事項を遵守してください。



写真-清掃前(舗装の汚損)

(参考1) 申請書の記載例

(1) 施行者管理地一時使用許可申請書

赤枠：記載いただく箇所

施行者管理地一時使用許可申請書

令和○年 ○月 ○日

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業
長崎駅周辺土地地区画整理事業
施行者 長崎市
代表者 長崎市長

申請者 住 所 長崎市魚の町 4-1
長崎市役所
氏 名 長崎 太郎
(団体の場合は団体名及び責任者名)

次のとおり施行者管理地の一時使用の許可を受けたいので申請します。

名 称	長崎駅多目的広場
所 在 地	長崎市 尾上町 地内
使 用 目 的	例1：「●●●（イベント名）」開催のため 例2：飲食物の販売、提供のため 例3：コンサートの開催のため
使 用 期 間	令和 年 月 日（○：○○）から 令和 年 月 日（○：○○）まで
使 用 方 法	責任者： 緊急連絡先： 実施する内容：（例）出店ブース、ステージイベント
使 用 面 積	○○○○㎡
その他必要な事項	必要に応じてご記入ください。 イベントの企画書等を添付してください 平面図を使用し、どのような使い方をするのか、 こういったものをどこに配置するのか、面積算出 のため、寸法を含めてご記入ください

添付書類

(1) 使用方法の詳細書類 (2) 仕様書及び図面

(2) 施行者管理地一時使用減免申請書(申請可能と回答を受けた場合にご提出ください)

施行者管理地一時貸付料減免申請書

令和〇年 〇月 〇日

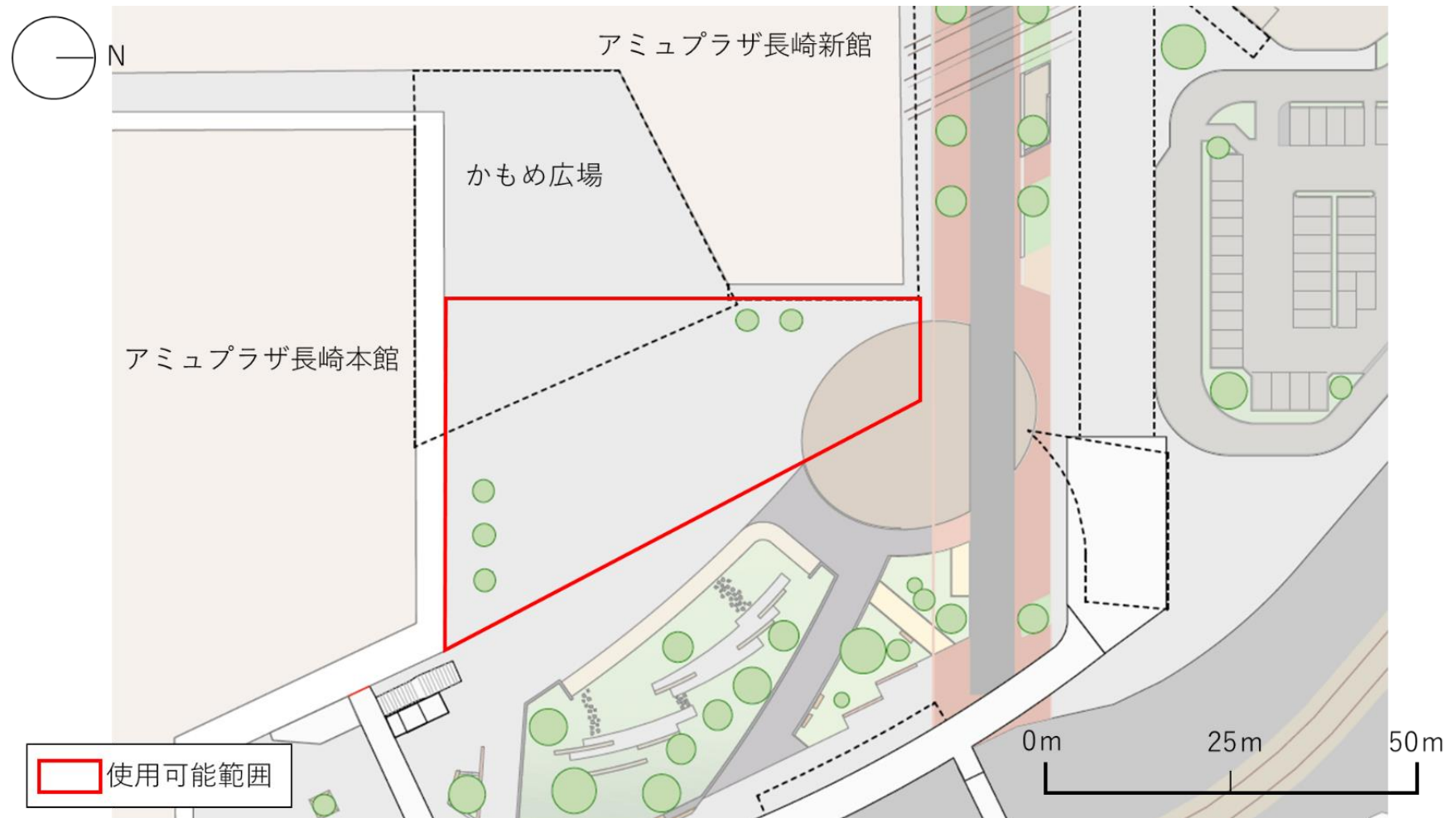
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業
長崎駅周辺土地地区画整理事業
施行者 長崎市
代表者 長崎市長

申請者 住 所 長崎市魚の町 4-1
長崎市役所
氏 名 長崎 太郎
(団体の場合は団体名及び責任者名)

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業長崎駅周辺土地地区画整理事業における施行者管理地の一時使用の許可等に関する取扱要領第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり施行者管理地の貸付料の減免を受けたいので申請します。

名 称	長崎駅多目的広場
所 在 地	長崎市 尾上町 地内
使 用 目 的	※施行者管理地一時使用許可申請書の同じ内容を記載してください
使 用 期 間	令和 年 月 日（〇：〇〇）から 令和 年 月 日（〇：〇〇）まで
使 用 方 法	※施行者管理地一時使用許可申請書の同じ内容を記載してください
使 用 面 積	※施行者管理地一時使用許可申請書の同じ内容を記載してください
減免を受ける理由	例：市が直接公用に供するため
その他必要な事項	※施行者管理地一時使用許可申請書の同じ内容を記載してください

(3)平面図(提出資料にご使用ください。)



(参考2) 施行者管理地一時使用許可書(サンプル-表面)

長崎市よりお渡しします。使用の際は必ず携帯ください。

施行者管理地一時使用許可書

長崎 太郎 様

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業
長崎駅周辺土地区画整理事業
施行者 長崎市
代表者 長崎市長 鈴木 史朗

印

令和 年 月 日付けで申請がありました施行者管理地の一時使用については、次により許可します。

1 一時使用を許可する物件

- (1) 名 称 長崎駅周辺土地区画整理事業管理地
- (2) 所 在 地 長崎市尾上町 1-1 の一部（長崎駅多目的広場）
- (3) 使用面積 m^2

2 使用目的 のため

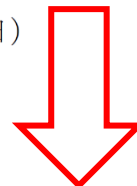
3 使用期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで（ 日）

4 貸付料 円

5 許可の条件

- (1) 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって維持管理すること。
- (2) 使用者は、使用物件について修繕、模様替え等をしようとするとき、又は使用目的を変更しようとするときは、あらかじめ、文書により施行者の承認を受けること。
- (3) 長崎駅利用者等の通行の妨げにならないように混雑時においても歩行者動線を確保し、点字ブロック周辺は一定スペースを確保すること。
- (4) 関係法令を遵守すること。
- (5) 使用者は、本許可書を携帯し、関係者の請求があったときは、当該許可書を提示すること。
- (6) その他施行者が特に必要と認めることに関し、施行者の指示に従うこと。
- (7) 火気の取扱いには十分注意するとともに、煙についても集中して上がると鉄道が停止することがあるため、煙を分散させる対策をすること。
- (8) 騒音や通行等に関し苦情があった際には、使用者において早急に対応すること。
- (9) 設置物等が風で飛散しないように対策を行い、広場を複数日使用する際の使用日ごとに設置物を端にまとめるなど安全管理を徹底すること。
- (10) 夜間時の安全対策など駅利用者の支障となるおそれがある行為等については、九州旅客鉄道(株)長崎支社と事前に協議、調整を行うこと。

記載されている条件等
(赤枠内) を遵守ください



(参考2) 施行者管理地一時使用許可書(サンプル-裏面)

6 転貸等の禁止

使用者は、使用物件を他人に転貸し、又はその使用权を譲渡しないこと

7 使用許可の取消し

施行者は、次の各号のいずれかに該当するときは使用許可を取消すことがある。

- (1) 使用者が、許可条件に違反したとき。
- (2) 市において、使用物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

8 使用許可の取り下げ

使用者によって使用許可を取り下げる場合は、速やかに施行者に連絡すること。

9 原状回復

使用許可期間が満了したとき、又は第7項の規定により使用許可の取消しを受けたときは、施行者が指定する期日までに自己の負担において現状に復し、施行者に返還しなければならない。

ただし、施行者が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

10 事故等発生時の対応

使用者は、その責めに帰する理由により施設・設備・第三者等に損害を与えた場合や盗難・紛失などのすべての事故等については、その責任は使用者が負うものとし、その際は速やかに使用物件を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

また、第三者に損害を与える事故が発生した場合やその恐れがある場合は、直ちに施行者にその旨を報告し、事態の収束に努めなければならない。

11 疑義の決定

その他使用物件の使用について疑義を生じたときは、すべて施行者が決定する。

—問い合わせ先—

長崎市 まちづくり部 長崎駅周辺整備室 企画係

住 所：〒850-8685

長崎市魚の町4番1号(18階)

電 話：095-829-1173

F A X：095-829-1168

e-mail：ekiseibi@city.nagasaki.lg.jp